

常総市放課後児童クラブ申請案内（令和8年度用）

1.児童クラブとは

保護者の就労等の理由で、放課後や学校休業日に留守家庭となる小学校6年生までの児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る施設です。

2.利用資格について

次の(1)～(2)をすべて満たしている方が対象となります。

対象	(1) 本市に在住又は在学する小学校1～6年生児童 (2) 保護者の就労・疾病・家族等の介護・出産等により、家庭で適切な支援を受けることができない児童
備考	※1:上記基準が満たされていても、定員超過等の理由から、利用できない場合があります。定員数超過時は、受入優先基準をもとに優先順位の高い方から利用可能となります。 ※2:産休期間中(産前6週・産後8週)の家庭は、利用対象です。 ※3:祖父母の状況は問いません。 (両親が就労等で児童の監護ができない家庭であれば利用対象となります。)

3.利用場所・利用日・時間等について

場所・利用期間・開所日・時間・休所日について

開設場所	表1参照	
利用期間	令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水） ※年度毎に申請が必要です。	
開所日	開所時間	備考
授業日	下校時～19:00	(土曜日の利用について) ・水海道小、石下小児童クラブについては、1日利用を希望する他の児童クラブ利用者も利用可能 ・前月20日までの予約制 (小学校休業日の利用について) ・他の児童クラブも利用可能
第1・3土曜日 ※水海道小・石下小児童 クラブのみ毎週開所	7:00～13:00 ※水海道小・石下小児童クラブのみ 7:00～19:00まで開所	
小学校休業日	7:00～19:00	
休所日		
① 上記以外の土・日・祝日 ② お盆（8/13～8/16）、年末年始（12/29～1/3） ③ 台風・大雪・イツルイツ等による小学校の臨時休校日 (引き渡し下校・授業途中の臨時休校も含む)		

4.当初の利用申請・審査結果について

(1)提出書類・申込期間・利用開始日について

提出書類	①常総市児童クラブ利用申込書（両面） ②就労証明書兼自営・農業従事申告書又は療養・看護・介護状況申告書 ※両親分のみ提出してください。 ③誓約書 ※児童クラブ利用申込書と共に提出してください。 ④常総市児童クラブ使用料減免申請書 ※必要な方のみ提出してください。 ★★注意★★ 書類不備・不足は受付不可となります。
------	---

	提出期間	結果発送日(予定)	利用開始可能日
	令和7年10月1日（水）～令和7年11月28日（金）	令和8年1月中旬	令和8年4月1日（水）
備考	※1:提出期間以降の申込については、4月1日以降の利用になります。 ※2:提出期間内に申込まれた方を優先して審査します。 ※3:提出書類(申請書類等)については、常総市ホームページからダウンロード可能です。		

(2)配布・提出先について

場所	住所	受付時間	TEL・FAX
各児童クラブ ※11月28日（金）まで 提出可能です。	表1参照	平日 13:30～19:00 休業日 7:00～19:00 ※休所日を除く	表1参照

※こども課（本庁舎）、暮らしの窓口課（石下庁舎）でも受け付け致します。

5.4月以降の新規申請(通常利用・長期休暇のみ利用)、内容変更について

4月以降の新規申請、内容変更について

内容	通常利用	学校休業日のみ利用（夏冬春休み等）
受付	随時受付	下記のとおり
締切	毎月15日締切(1ヶ月単位) ※15日が土日祝日と重なる場合は前日が締切日	長期休暇開始日から利用の場合 夏休み=6月末日 冬休み=11月末日 春休み=2月末日
利用開始日	締切日の翌月1日から	長期休暇開始日から
提出書類	新規申請の場合 『4-(1)-提出書類』と同じになります。 内容変更の場合 ①申込事項変更届 ②就労証明書等(必要な方のみ) ※1:②は勤務先、勤務日、勤務時間の変更時のみ提出 ※2:勤務関係、利用内容の変更については、内容を審査し結果を通知します。 ※3:住所、氏名等の審査の必要がない変更は提出のみとなり、通知はしません。	
結果発送日	締切月の20日頃	夏休み=7月上旬 冬休み=12月上旬 春休み=3月上旬

6.退所について

退所手続について

提出書類	利用中止届	提出先	各児童クラブ（表1参照）
------	-------	-----	--------------

7.利用取消し・停止について

次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合は、利用許可の取消し又は利用を停止することがあります。

該 当 要 件	(1)申請の内容が事実と異なる場合
	(2)利用児童が疾病・その他の事由により、集団生活が困難と認められるとき
	(3)許可通知書に記載してある利用許可日が守られないとき
	(4)利用許可後に配布する、『児童クラブ利用のしおり』(予定)に記載されている決まり等が守られないとき
	(5)児童クラブ使用料を2ヶ月分滞納したとき

8.送迎について

送迎について

利用日	対象児童	通所	帰所	保護者等
放課後	小学校と同一敷地内の児童クラブ児童、三妻小学校児童	徒歩		
	大生・五箇・菅原小学校児童	ワゴン等		
学校休業日	全児童クラブ児童	保護者等		
放課後ふれあいスクール終了後	小学校と同一敷地内の児童クラブ児童	徒歩		
	小学校と同一敷地外の児童クラブ児童	ワゴン等		
備 考	小学校と同一敷地内の児童クラブについては、小学校の兄姉の下校班との下校も可能です。(下校する小学生の兄姉に引き渡しとなります。) ※送迎について変更があった場合には、分かり次第お知らせいたします。			

9.使用料、おやつ、活動費(イベント)、お弁当について(予定)

(1) 使用料等について

※おやつ・お弁当の内容については変更になることがあります。

種類	料金	備考
使用料	(2)使用料金表 参照	
おやつ	1日：80円 ※食べた日数で計算	・児童クラブ開所日の <u>全日提供します。</u> <u>(学校休業日も含みます。)</u> ・料金、内容、提供方法等は変更になる場合があります。
イベント	内容により異なる	
お弁当	・お弁当については、注文か自宅からの持参となります。 ・注文は長期休業日の平日のみとなります。注文先や提供時期、メニュー等は各児童クラブへご確認ください。	

(2) 使用料金表

区分		料金	開所時間
月単位 の利用 (通常保育) ※1	8月以外の月 (月～金)	利用日数(10日以内) 2,000円	放課後～ 19:00
		利用日数(11日以上) 3,000円	
期間利用 (1日保育) ※右記期間内 の月～金 ※2	8月 (月～金)	利用日数(10日以内) 3,000円	7:00～ 19:00
		利用日数(11日以上) 4,500円	
期間利用 (1日保育) ※右記期間内 の月～金 ※2	学年始休業日(4月中の春休み期間)	1,000円	7:00～ 19:00
	夏季休業日(7月中のみ)	2,000円	
	冬季休業日(冬休み期間)	1,500円	
	学年末休業日(3月中の春休み期間)	1,000円	
土曜日利用加算(1日につき)		300円	
備考	※1:月単位の利用については、夏休み(7月分)・冬休み・春休みの利用を含みます。 ※2:期間利用については、その休業日にかかる始業式・終業式・県民の日・創立記念日・振替休業日・新1年生の午前日課授業期間等を含みます。		

(3) 使用料等の納入について(予定)

納入単位	月単位(1ヶ月分)	
納入額の通知	利用月の翌月中旬以降に通知 ※引落日前までに通知書を配布します。	
納入方法	口座引落し	利用月の月末日に口座引落し
備考	※口座引落しの手続き書類は、1月中旬以降から発送する「児童クラブ利用許可通知書」と同封する予定です。	

【運営に関するお問い合わせ(常総市児童クラブ指定管理者)】

株式会社 明日葉 常総事務所

TEL:0297-21-3711までお願いします。



10. 使用料の減額・免除について

次の要件に該当する方は、使用料が半額、無料、減額又は免除となります。減額・免除を受けるためには、使用料減免申請書等の提出が必要となります。

提出先		1.児童クラブ 2.こども課 3.暮らしの窓口課		
	対象	内容	提出書類	備考
①	同一世帯に児童クラブ利用児童が2人以上いる場合の2人目の利用児童	半額	重要	・2人目以降の数え方は、高学年から1人目の数え順になります。 ・2人以上登録している世帯で、1人目が月単位(1ヶ月間)で1日も利用がなかった場合、2人目の使用料は半額にならず、1人目分の使用料となります。3人目以降も同様です。
②	同一世帯に児童クラブ利用児童が3人以上いる場合の3人目の利用児童	無料	無	
③	児童クラブ利用年度の前年度の住民税が非課税の世帯	半額免除	使用料減免申請書	当市で課税状況が確認できない方(転入者等)は、 <u>非課税証明書</u> と一緒に提出してください。
④	生活保護受給世帯	全額免除(無料)		
備考	※1:①及び③の両方に該当する場合は、①による半額の額のさらに半額を減額します。 ※2:③及び④について使用料減免申請書が未提出又は、提出されていても減免許可となっていない場合、減額・免除は適用されません。 ※3:減額・免除については、減免許可が適用となる月より前に遡っての還付はできません。利用申込書等と併せて必ず使用料減免申請書を提出してください。 ※4:年度途中から使用料減免申請書を提出し許可となる場合は、使用料減免申請書を提出した月の翌月分の使用料から適用となります。			

11. 使用料計算例

例 1

登録児童	3人(兄・弟・妹3人の児童)		
利用月	6月	利用内容	3人とも同じ利用=平日:14日・土曜日:2日
計算内容	1人目:3,600円(平日3,000円+土曜日600円(300円×2日)) 2人目:1,800円(平日3,000円+土曜日600円(300円×2日))÷2 (減額・免除内容の①より) 3人目:0円(減額・免除内容の②より)		
合計使用料	5,400円		

例 2

登録児童	2人(兄・弟2人の児童(非課税世帯))		
利用月	9月	利用内容	1人目:兄=平日:14日・土曜日:3日 2人目:弟=平日:9日・土曜日:1日
計算内容	1人目:1,950円(平日3,000円+土曜日900円(300円×3日))÷2 (減額・免除内容の③より) 2人目:575円(平日2,000円+土曜日300円(300円×1日))÷2 (減額・免除内容の①より)÷2(減額・免除内容の③より)		
合計使用料	2,525円		

12. 傷害保険について

保険名	放課後子ども事業総合補償制度	負担額	年額700円
保険対象	(1)児童クラブの活動中 (2)通所途上(合理的な経路及び方法により往復している間)		
内容	①通院(日額):1,500円 ②入院(日額):4,000円 ③後遺障害(最高):2,000万円 ④死亡:2,000万円(突然死の場合は1,000万円限度)		
備考	※1:保険料が未納の場合には、児童クラブを利用できません。 ※2:医療機関には健康保険証とマル福で受診してください。後日、必要書類に記入の上、保険会社の審査後に受診回数・ケガの内容等により保険金が支払われます。 ※3:保険料は児童クラブ利用の有無に関わらず利用承認期間の初月に徴収致します。		

※傷害保険については、金額や補償内容等が変更になる可能性がございます。

★★注意★★

上記の保険は『放課後児童クラブ』『ふれあいスクール(放課後子ども教室)』『常総ほっとスタディ教室』の3事業を一括加入している保険です。いずれかで保険料をご負担いただいている場合は、他の事業申請時の負担は不要です。

表1(児童クラブ施設一覧表)

No.	クラブ名	定数	住 所	対象小学校【移動方法】	利用時間	土曜開所日・時間	電 話
1	水海道小A	38					
2	水海道小B	34	水海道天満町 2516-1 (小学校内)	水海道小			【毎週】 7:00~ 19:00 (事前予約制)
3	水海道小C	38					
4	水海道小D	34					
5	三妻A	45	中妻町 2641-2 (常総市心身障害者 福祉センター隣)	大生小【ワゴン】 五箇小【ワゴン】 三妻小【徒歩】			0297- 22-7089
6	三妻B	35					
7	大花羽	40	大輪町 386-1 (旧大花羽小学校内)	菅原小【ワゴン】			0297- 24-2939
8	豊岡小A	45	豊岡町丙 3362 (小学校内)	豊岡小			0297- 24-0711
9	豊岡小B	36					
10	絹西小A	45					
11	絹西小B	40	坂手町 7303-3 (小学校内)	絹西小			0297- 27-0644
12	絹西小C	36					
13	菅生小	45	菅生町 4711 (小学校内)	菅生小			0297- 27-2289
14	岡田小A	45					
15	岡田小B	24	向石下 1020 (小学校内)	岡田小			0297- 42-7890
16	岡田小C	21					
17	玉小	40	若宮戸 794 (小学校内)	玉小			0297- 43-9105
18	石下小A	45					
19	石下小B	45	新石下 1907-1 (小学校内)	石下小			【毎週】 7:00~ 19:00 (事前予約制)
20	石下小C	37					
21	豊田小	38	豊田 2246 (小学校内)	豊田小			
22	飯沼小A	45	鴻野山 289-1 (小学校内)	飯沼小			【第1・3】 7:00~ 13:00 (事前予約制)
23	飯沼小B	20					